

岩手県公安委員会告示第 16 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イに規定する講習を次のとおり行う。

平成 18 年 7 月 25 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

1 講習の期日及び場所

(1) 期日 平成 18 年 8 月 31 日（木）、9 月 1 日（金）及び同月 8 日（金）

(2) 場所 盛岡市内丸 8 番 10 号 岩手県警察本部

2 講習定員 20 人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）

3 受講手続

(1) 受付期間 平成 18 年 8 月 1 日（火）から同月 15 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間（郵送により受講申込書を提出する場合は、平成 18 年 8 月 15 日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。）

(2) 受付場所 岩手県警察本部交通部交通企画課

(3) 提出書類 受講申込書 1 通（写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）をはること。）

(4) 受講手数料 講習初日の受付の際に、19,000 円を岩手県収入証紙により納付すること。

4 その他

(1) 講習には、筆記用具を持参すること。

(2) 講習の最終日に、筆記による修了考査を行う。

(3) 詳細については、岩手県警察本部交通部交通企画課に問い合わせること。